

事業承継等に係る事前認可申請について

1. 事業承継及び相続に係る認可について

(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第17条の2及び3)

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割(「事業承継」)を行う場合、譲渡人及び譲受人等が当該事業承継の効力が発生する日より前に許可行政庁の認可を受けることで、譲受人、合併存続法人又は分割承継法人は譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、その相続人が被相続人の死亡後30日以内に許可行政庁へ申請をし、認可を受けることで、被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。

2. 認可の要件

(1) 事前に認可を受ける

事業譲渡、合併、分割による承継は、承継の事実が発生する前に認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、承継事実発生日の30日前までに申請を完了させて下さい。

相続については、被相続人の死亡後30日以内に申請を行って下さい。

(2) 建設業の全部を承継する

被承継人又は被相続人(承継元)が営んでいた建設業の全部を承継人又は相続人(承継先)に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

(3) 承継元と承継先が同一業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じである

1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じ場合に限り、許可の承継が可能です。

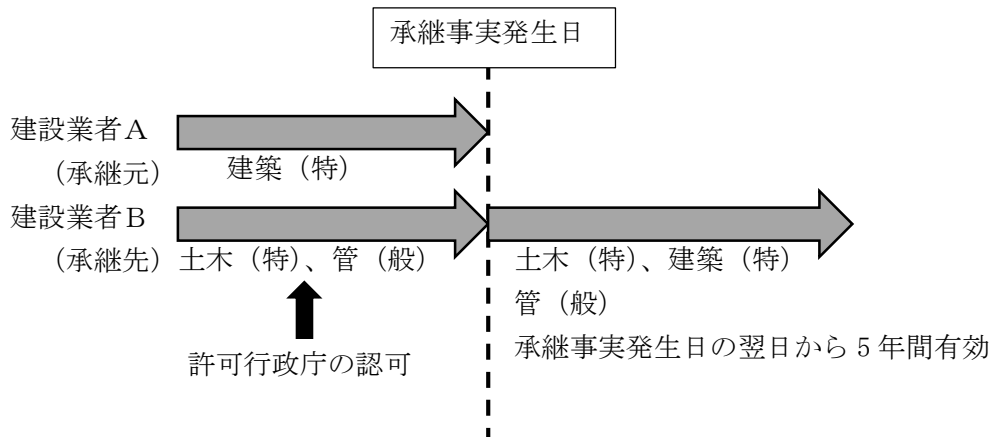
(4) 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たす

承継先の業者は、承継後に有することになる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件を満たす必要があります。

(例) 建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

建設業者A：建築工事業の特定建設業許可

建設業者B：土木工事業の特定建設業許可、管工事業の一般建設業許可



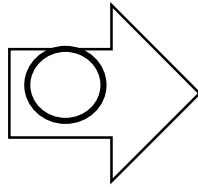
<承継規定の対象外とするケース>

(地位承継前)

(地位承継後)

承継元
・土木 (特定)
・鉄筋 (一般)
・舗装 (一般)
・造園 (一般)

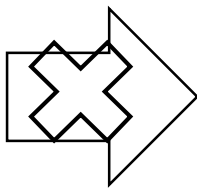
承継先
・建築 (特定)
・鉄筋 (一般)
・大工 (一般)
・左官 (一般)



・土木 (特定)	・建築 (特定)
・鉄筋 (一般)	
・舗装 (一般)	・大工 (一般)
・造園 (一般)	・左官 (一般)

承継元
・土木 (特定)
・鉄筋 (特定)
・舗装 (一般)
・造園 (一般)

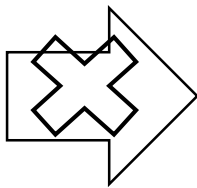
承継先
・建築 (特定)
・鉄筋 (一般)
・大工 (一般)
・左官 (一般)



承継元から承継しようとする業種について、一般建設業の許可を受けている者が、同一業種の許可に係る特定建設業の許可を有する者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外
→事前に承継先が鉄筋 (一般) 又は承継元が鉄筋 (特定) を廃業することで承継可

承継元
・土木 (特定)
・鉄筋 (一般)
・舗装 (一般)
・造園 (一般)

承継先
・建築 (特定)
・鉄筋 (特定)
・大工 (一般)
・左官 (一般)



承継元から承継しようとする業種について、特定建設業の許可を受けている者が、同一業種の許可に係る一般建設業の許可を有する者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外
→事前に承継元が鉄筋 (一般) 又は承継先が鉄筋 (特定) を廃業することで承継可

3. 承継の効果

(1) 承継の対象

事業承継又は相続の認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。「建設業者としての地位」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をさします。これには承継元が受けていた許可だけでなく、承継元が受けていた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に含まれます。

法第 45 条から第 55 条に定める罰則については、違法行為を実際に行った者に対して適用されるため、承継の対象になりません。

(2) 許可番号について

原則として、承継元の許可番号を使用します。承継先が承継前から高知県知事許可を受けている場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。

(3) 承継後の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算し、5年間有効です。(法第 17 条の 2 第 7 項)

4. 認可の手続き

事業承継又は相続の認可申請をする場合には、申請先へ事前にご相談下さい。

また、高知県知事へ認可申請をされる場合は、承継事実発生日の 30 日前までに申請を完了して下さい。承継事実発生日の 30 日前を過ぎて提出をされた場合、申請書類の補正等に時間がかかり承継事実発生日までに認可ができないおそれがあります。

相続の申請をされる場合は被相続人の死亡後 30 日以内に申請書を提出して下さい。

(1) 申請先

承継元又は承継先が現在受けている許可の状況によって申請先が異なります。

- ・承継元が高知県知事から許可を受けており、承継先が高知県知事から許可を受けている又は無許可（高知県内に住所を有しているものに限る）の場合
→高知県土木部土木政策課建設業振興担当
- ・上記以外の場合
→承継後の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局又は北海道開発局

(2) 提出部数

2 部（正副各 1 部）

(3) 手数料

不要

5. 認可後の届出事項

承継の認可を受け、承継の事実が発生した後、建設業の地位を承継した者は、誓約書（様式第 22 号の 6、様式第 22 号の 11 及び誓約書（高知県独自様式））で誓約した書類をそれぞれの期限内に提出してください。書類の提出が確認できなかった場合、許可が取り消される可能性があります。

6. 認可申請の取り下げ

認可申請を取り下げる場合は、認可申請の取下げ願書（別紙 11）を提出して下さい。

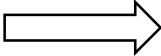
認可の通知後に承継の事実が発生しないことが確定したり、申請内容に変更が生じ認可の要件を満たさなくなった等の理由で認可申請を取り下げる場合は、認可の取下げ願書（別紙 14）を提出して下さい。

その時点で承継元や承継先が受けていた許可の有効期間が満了していると、従前の許可を更新することができませんのでご注意下さい。

7. 入札参加資格の承継

高知県の入札参加資格を有している者が、事業承継又は相続の認可を受け承継の事実が発生すると、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している入札参加資格のみ承継されます。

（例）建設業者 A の地位を建設業者 B が承継し、建設業者 A の許可番号を使用する場合

商 号	株式会社 A	株式会社 B		株式会社 B
許 可 番 号	第 1234 号	第 5678 号		第 1234 号
入札参加資格	(建)	(土)	承継事実発生	(建)

上記以外の承継方法を希望する場合は、資格の再審査を受ける必要があります。必要書類等につきましては高知県建設工事競争入札参加資格申請書作成の手引きをご確認ください。

手引きは高知県のホームページにも掲載しています。

H P アドレス：<https://www.pref.kochi.lg.jp/> → 高知県庁トップページの「組織から探す」 → 「土木政策課」 → 「入札参加資格関係」からダウンロードできます。

認可申請書と添付書類一覧

様式	申請書類等	事業譲渡 (法人)	事業譲渡 (個人)	合併	分割	相続	備考
建設業許可申請書表紙(高知県独自様式)		○	○	○	○	○	
22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	×	×	×	
22号の6	誓約書	○	○	○	○	×	認可申請時に7号の3及びその確認資料を提出する場合は不要
22号の7	合併認可申請書	×	×	○	×	×	
22号の8	分割認可申請書	×	×	×	○	×	
別紙1	役員等の一覧表	○	○	○	○	×	
別紙2	営業所一覧表	○	○	○	○	×	
別紙3	専任技術者一覧表 (注2)	○	○	○	○	×	
22号の10	相続認可申請書	×	×	×	×	○	
別紙1	役員等の一覧表	×	×	×	×	○	
別紙2	営業所一覧表	×	×	×	×	○	
22号の11	誓約書	×	×	×	×	○	認可申請時に7号の3及びその確認資料を提出する場合は不要
2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	承継人が新規設立法人の場合は「新設法人」と記載し提出
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	
4号	使用人数	○	○	○	○	○	
6号	誓約書	○	○	○	○	○	
7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 ※新規等は経営の経験業種がわかる書類を添付 (注2) ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
7号別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	
7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面) ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出 (注2)	○	○	○	○	○	
7号別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	加入手続きが済んでいない場合は22号の6を提出し、承継事実発生後2週間以内に必ず提出
健康保険等の加入状況がわかる確認資料(注3)		○	○	○	○	○	
8号	専任技術者証明書(新規・変更) (注2)	○	○	○	○	○	
	資格証明書(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
	監理技術者資格者証(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
	卒業証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
	その他の資格証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
9号	実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
10号	指導監督の実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	
11号	令3条に規定する使用人の一覧表 (注2)	○	○	○	○	○	
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	
定款		○	×	○	○	×	
14号	株主(出資者)調書	○	×	○	○	×	
15号	貸借対照表	○	×	○	○	×	
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	○	○	×	
17号	株主資本等変動計算書	○	×	○	○	×	
17号の2	注記表	○	×	○	○	×	特定建設業者は承継後の貸借対照表を承継事実発生後30日以内に提出
17号の3	附属明細表 (注4)	○	×	○	○	×	
18号	貸借対照表	×	○	×	×	○	
19号	損益計算書	×	○	×	×	○	
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		○	○	○	○	○	個人事業主については支配人登記がされている場合に提出。承継人が合併等により設立される法人の場合は承継事実発生後30日以内に提出
20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	承継人が合併等により設立される法人の場合は承継事実発生後30日以内に提出
20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	○	
納税証明書(納付すべき額及び納付済額) (注5)		○	○	○	○	○	承継人が許可業者の場合は提出不要

様式	申請書類等	事業譲渡 (法人)	事業譲渡 (個人)	合併	分割	相続	備考
20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	○	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注6)☆	○	○	○	○	○	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書」(注7)☆	○	○	○	○	○	
	残高証明書・融資証明書(注8)	○	○	○	○	○	承継事実発生後の基準日のものを承継事実発生後30日以内に提出。 承継人が許可業者の場合又は被承継人が申請時直前の過去5年間許可を受けて継続して営業していた場合は提出不要。
	譲渡及び譲受けに関する契約書(写)	○	○	×	×	×	株主総会で承認済みのもの(会社法により株主総会の承認が不要である場合を除く)
	譲渡及び譲受けに関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	○	×	×	×	×	譲渡人又は譲受人が法人である場合にそれぞれについて提出
	合併契約書(写)※及び合併比率説明書	×	×	○	×	×	株主総会で承認済みのもの(会社法により株主総会の承認が不要である場合を除く)
	合併の方法及び条件が記載された書類	×	×	○	×	×	
	合併に関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	×	×	○	×	×	被承継人及び承継人それぞれについて提出
	分割契約書(新設分割の場合においては分割計画書)(写)※及び分割比率説明書	×	×	×	○	×	株主総会で承認済みのもの(会社法により株主総会の承認が不要である場合を除く)
	分割の方法及び条件が記載された書類	×	×	×	○	×	
	分割に関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	×	×	×	○	×	被承継人及び承継人それぞれについて提出
	申請者と被相続人の続柄を証する戸籍謄本等	×	×	×	×	○	相続人全員の続柄を証する戸籍謄本を提出
	被相続人が営んでいた建設業の全部を申請者が継続して営業することに対する申請者以外の相続人の同意書	×	×	×	×	○	申請者以外の全ての相続人が、住所、氏名及び連絡先を記載したものを提出
	誓約書(高知県独自様式)	○	○	○	○	○	合併等により設立される法人等で認可申請時に提出できない書類がある等の場合に提出が必要

(注1)上記表内の記号について

○・・・必要書類 ×・・・不要

(注2)常勤確認資料の添付:健康保険被保険者証(写)か標準報酬決定通知書(写)、又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(写)等を添付して下さい。
なお、個人事業の事業主分については必要ありません。

※健康保険被保険者証(写)を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをしてください。

※上記資料に加えて、現住所の確認資料の提出を求める場合があります。

(注3)【健康保険・厚生年金保険】

申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写等

【雇用保険】

申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収通知書」の写等

※代行機関(商工会、労働組合、労務士等)に委託している場合※

代行機関が発行(押印のあるものに限る)した保険料の納入通知書(労災・労働・雇用の内訳が分かるもの)の写及びこれにより納入した保険料の領収書の写の2点を添付すること。

(注4)資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円以上の株式会社(特例有限会社除く)が対象

(注5)事業税の納税証明書(県税:納税額の記載のあるもの)

(注6)各法務局・地方法務局戸籍課で申請提出日3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。(証明事項は一番目にチェックして下さい。)なお、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。

(注7)本籍地の市町村役場で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、外国籍の方は、住民票(本人の抄本)を添付して下さい。)

☆(注6)及び(注7)の証明書は、顧問、相談役、株主等については不要です。

(注8)500万円以上の資金の調達能力があるかどうかをチェックしますので、取引金融機関の預金残高証明書を添付して下さい。
承継後の財務諸表により自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は提出を省略することができます。

※各様式は、高知県庁土木政策課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-sinnkikyokato.html>